

京の修学旅行3密防止対策等支援事業補助金交付要領（令和4年度）

（趣旨）

第1条 公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）は、京都府内への修学旅行について密を避けた移動及び滞在を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症発症時の保護者等の負担の軽減を行うことにより、W I T Hコロナ時代に対応した安心・安全な旅行を提供するため、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学旅行 学習指導要領に定める学校行事で「遠足・集団宿泊的行事」又は「旅行・集団宿泊的行事」等のうち、宿泊を伴うものをいう。
- (2) 補助対象修学旅行 京都府内外に所在する学校が実施する、京都府内に1泊以上の宿泊を伴う修学旅行であって、旅行の出発日が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間にあるものをいう。
- (3) 学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（1～3学年）、専修学校の高等課程をいう。
- (4) 旅行業者 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定により旅行業の登録を受けた者をいう。
- (5) 貸切バス 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (6) タクシー 前号の許可を受けた一般乗用旅客自動車運送事業の自動車をいう。
- (7) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設をいう。
- (8) 保護者等 父母その他の民法725条に規定する親族又はその者に委任され、一時的に当該生徒等を保護する者（ただし旅行会社・学校関係者の引率者等、業務として連れ添う者を除く）で看護のため京都府に来訪した者をいう。
- (9) 府域周遊 京都府内（京都市域を除く）を修学旅行の行程として訪問することをいう。
- (10) 教育関連施設 歴史、伝統産業、先端技術等について、体験の機会を提供する施設をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 補助対象修学旅行の旅程中に児童又は生徒（以下「生徒等」という。）が密集、密閉又は密接な状態となることを避けるために、当初予定していた移動手段等を変更する事業（以下「3密防止対策支援事業」という。）
- (2) 補助対象修学旅行の旅程中に新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明した生徒等を保護者等が送迎することを支援する事業（以下「陽性時保護者等支援事業」という。）

(補助対象者等)

- 第4条 補助対象事業の補助対象者、補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、別表1及び別表2に定めるとおりとする。
- 2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(貸切バス、タクシー及び宿泊施設の条件)

- 第5条 3密防止対策支援事業において利用する貸切バス、タクシー及び宿泊施設の事業者は、「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言」に基づく取組を推進する事業所に対して交付される「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けたものとする。

(暴力団の排除)

- 第6条 コンベンションビューローは、京都府暴力団排除条例(平成22年京都府条例第23号)第2条第4号に定める暴力団員等に対しては、補助金等を交付しない。

(補助金の交付の申請等)

- 第7条 補助金の交付を申請する者は、交付申請書(別記第1号様式)に補助対象修学旅行を実施する学校長の承認書(別記第2号様式)その他必要書類を添えて、コンベンションビューローに提出しなければならない。

(補助金の交付予定額の通知等)

- 第8条 コンベンションビューローは、前条の交付申請書等の提出があったときは、当該書類を審査し、適正と認めた場合は、申請者に対して交付予定額の通知を行うものとする。
- 2 コンベンションビューローは、前項の場合において、必要があるときは、補助金の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して補助金の交付予定額の通知をすることができる。
- 3 コンベンションビューローは、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

(補助金の変更の承認申請及び取り下げ)

- 第9条 補助金の交付予定額の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)が事業内容の変更を行おうとする場合には、あらかじめ変更承認申請書(別記第3号様式)をコンベンションビューローに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。
- 2 補助事業者が、やむを得ない事情により補助対象事業を完了できない等、補助金の交付を希望しない場合は、取り下げ書(別記第8号様式)の提出により交付申請を取り下げることができる。

(補助金の概算払)

第10条 コンベンションビューローは、必要があると認める場合においては、交付予定額の範囲内において概算払をすることができるものとする。

なお、概算払後、補助対象修学旅行が終了し、変更が生じた場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について補助事業者に返還することを命ずる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象修学旅行が終了したときは、実績報告書（別記第4号様式）をコンベンションビューローに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、旅行終了の日から30日以内または令和5年4月7日のいずれか早い日とする。

(補助金交付額の決定)

第12条 コンベンションビューローは、前条の実績報告書等の提出があったときは、当該書類を審査し、事業の内容が交付決定の内容（ただし、第9条に基づいて変更を承認したときは、その承認された内容）に適合すると認めた場合は、交付する補助金の額を決定し、補助事業者に通知するものとする。

(請求書の提出)

第13条 前条の通知を受けた補助事業者は、請求書（別記第5号様式）をコンベンションビューローに提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 コンベンションビューローは、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき
 - (2) この要領に違反したとき
- 2 前項の規定は、補助金の額を決定した後においても適用するものとする。
- 3 コンベンションビューローは、第1項の規定により交付決定を取り消し、又は変更したときは、その旨を速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 コンベンションビューローは、前条の規定により取消し又は変更の決定を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を補助事業者に命じるものとする。

(依頼事項への協力)

第 16 条 補助対象事業者は、補助対象事業の実施に当たり、コンベンションビューローから事業効果向上等を目的とした下記の事項等について依頼があった場合、可能な限り協力を行うものとする。

(1) アンケートや調査等への協力

(2) その他コンベンションビューローが依頼する事項

(電磁的記録による作成及び提出)

第 17 条 この要領の規定により作成することとされている申請書等については、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 この要領の規定による申請書等の提出については、当該申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

(その他)

第 18 条 この要領に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、コンベンションビューローが別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 10 月 6 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第4条関係）

区分	3密防止対策支援事業	陽性時保護者等支援事業
補助対象者	補助対象修学旅行を企画した旅行業者	補助対象修学旅行を企画した旅行業者
補助対象経費	<p>補助対象修学旅行の旅程中に、生徒等が密集、密閉又は密接な状態となることを避けるために、当初予定していた移動手段等を変更する場合に必要となる追加的な経費であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 貸切バスの増車 生徒等が利用する貸切バス（京都府内の宿泊施設に宿泊した日及びその翌日に利用するものに限る。）の台数を増加するために要する追加的な経費</p> <p>イ 貸切バスのタクシーへの変更 生徒等が利用する貸切バスをタクシー（京都府内の宿泊施設に宿泊した日及びその翌日に利用するものに限る。）に変更するために要する追加的な経費</p> <p>ウ タクシーの増車 生徒等が利用するタクシー（京都府内の宿泊施設に宿泊した日及びその翌日に利用するものに限る。）の台数を増加するために要する追加的な経費</p> <p>エ 宿泊施設・食事施設の部屋数の増加 京都府内に立地する宿泊施設において、生徒等が宿泊する部屋の数又は生徒等が飲食する部屋の数を増加するために要する追加的な経費</p>	<p>補助対象修学旅行の旅程中に、生徒等が新型コロナウイルス感染症に係る検査により陽性と判明し、京都府内に滞在する場合において、保護者等が当該生徒等を送迎するときに必要となる経費であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、経済的な通常の経路及び方法により計算した額であって、それぞれ別表2で定める額を上限とする。</p> <p>ア 保護者等の交通費 保護者等が居住地と京都府内を往復する際の交通費（鉄道、航空機、バス及び自家用車その他コンベンションビューローが適当と認めた手段を用いた移動に要する経費に限る。以下同じ。）</p> <p>イ 保護者等の宿泊料 保護者等が京都府内の宿泊施設に宿泊する際の宿泊料</p> <p>ウ 当該生徒等の交通費 当該生徒等が京都府内から居住地へ移動する際の交通費</p>
補助金の額	補助対象経費のア、イ、ウ及びエの合計額又は補助限度額のいずれか少ない額	補助対象経費のア、イ及びウの合計額から旅行保険により補償される保険金の額を除いた額又は補助限度額のいずれか少ない額
補助限度額	補助対象修学旅行に参加した生徒等の数に1,000円を乗じて得た額 ただし、下記の場合には、その計算により得た額を加算し、補助限度額とすることができます。なお、①及び②の加算は併用可能とする。	

	<p>① 府域周遊 補助対象修学旅行に参加した生徒の 2/3 以上が府域周遊した場合、補助対象修学旅行に参加した生徒等の数に 500 円を乗じて得た額を加算額とする。</p> <p>② 教育関連施設利用 補助対象修学旅行に参加した生徒の 2/3 以上が京都府内の教育関連施設を利用した場合、補助対象修学旅行に参加した生徒等の数に 500 円を乗じて得た額を加算額とする。</p> <p>(3 密防止対策支援事業と陽性時保護者等支援事業を合算して上記の額を超えることはできない)</p>
--	--

別表2（陽性時保護者等支援事業の補助対象経費の上限）

鉄道	普通座席の利用に係る運賃。ただし、乗車区間が片道 50 キロ以上の場合は、急行料金及び特急料金を含む。
航空機	普通座席の利用に係る運賃
バス	普通座席の利用に係る運賃
自家用車	移動距離に 1 キロにつき 37 円を乗じた額
宿泊料	1 泊につき 10,900 円